



第7回アジア太平洋ろう者スポーツ大会
ソウル 2012年

一般規則

2011年7月1日改定

開催期間

第7回アジア太平洋ろう者スポーツ大会は、2012年5月26日から6月2日の期間で韓国のソウルにて開催される。

1 競技

- 1.1 個人競技： 陸上競技、バドミントン、ボーリング、自転車、柔道、空手、オリエンテーリング、水泳、卓球、テコンドー、テニス、レスリング
- 1.2 団体競技： 野球、バスケットボール、サッカー、フットサル、バレーボール
- 1.3 各個人競技の種目内容は、競技ごとの特別規則及び規程によって定められる。
- 1.4 男子、女子において、最低5か国の予備登録があった場合のみ、公式競技、種目として認められる。万が一、最終登録が3か国未満の場合には、その競技または種目は中止とされる。
- 1.5 競技または種目を中止する場合には、予備登録締め切り後から14日以降に、または必要があれば、最終登録締め切り後ただちに、APDSC事務局長（スポーツ・ディレクター）が関係各国連盟に対し通知する。

2 参加資格

- 2.1 第7回アジア太平洋ろう者スポーツ大会は公平無私な競技を行う目的のもとに、加盟国すべてのろうアスリートが集い団結する場である。
- 2.2 人種、宗教および政治問題において、いかなる理由をもっても団体および個

人を差別する行為を禁ずる。

- 2.3 第7回アジア太平洋ろう者スポーツ大会に参加する選手は以下の条件に適う者でなければならない：
 1. ろう者、聴力が優れた方の耳の聴力レベルが55デシベル以上の者を指す。(500、1000、2000ヘルツの3つの周波数平均値による：1964年に定めたISO基準)
 2. (APDSC)加盟国ろう者連盟の会員であること。
- 2.4 原則として競技に年齢制限は設けない。しかし特定の競技または種目では設けるものもある。
- 2.5 登録申請用紙には参加資格規程を記載し、各国連盟の役員2名(通常は会長と事務局長)が代表し、以下の同意書にサインしなければならない：

「我々署名者は、第7回アジア太平洋ろう者スポーツ大会の参加規定を読み、我々およびわが国の選手はその条件に従うことを誓います。この条件下、APDSCによって認可された目的において、第7回アジア太平洋ろう者スポーツ大会期間中、テレビ撮影および写真撮影などを受け入れることに同意します。」

- 2.6 上記規則が守られない場合は、いかなる登録も無効とする。
- 2.7 すべての参加者は自分が所属している連盟の国籍を有していなければならない。疑わしい場合には、該当する連盟がパスポートのコピーなどを提出し、国籍を証明しなければならない。

3 取締り、罰則

- 3.1 聴力検査表(オーディオグラム)を以前提出したことのある選手名リストが、各国連盟宛に配布される。このリストに名前が記載されている選手は、新たに聴力検査表を提出する必要はない。その他の選手(リストに名前のない選手)は全員が大会参加前にAPDSCに聴力検査表を提出しなければならない。その際にはAPDSCのホームページ上に掲載された聴力検査表書式を使用することとする。
- 3.2 第7回アジア太平洋ろう者スポーツ大会期間中、選手に対し改めて聴力検査を実施する場合がある。
- 3.3 選手に対し、性別検査を実施する場合がある。
- 3.4 選手に対し、ドーピング検査を実施する場合がある。
- 3.5 これらの検査で不適格の結果が出た選手は、直ちにその競技において失格となる。ただし、この選手が同一競技の他の種目にも出場する場合には、不適

格と判定された種目においてのみ失格となる。

- 3.6 もしチームの一員に検査で不適格の結果が出た場合、該当する選手は直ちにその試合において失格となる。その選手は、その試合の残りの部分、及び次の試合について失格となる。別の選手がその選手の変わりに出場することは可能である。
- 3.7 何らかの不正があった場合には、その選手が所属する連盟はAPDSC執行委員会が定めた諸費用と罰金を支払う義務を課せられる。
- 3.8 第7回アジア太平洋ろう者スポーツ大会期間中のその他の検査にかかる諸費用は組織委員会が負担する。
- 3.9 (アレルギー、喘息、てんかん等) 慢性疾患のために、薬物もしくは禁止物質の使用が必要な選手は、現地到着後直ちに行う登録時に組織委員会に対し医師の診断書を提出しなければならない。

4 登録規程

- 4.1 APDSC加盟国連盟のみがこの大会に参加する選手を登録する権利を有する。
- 4.2 それぞれの競技種目への登録上限人数は各競技の特別規則及び規程に明記されている。
- 4.3 登録選手3名につきAPDSC加盟国連盟から役員1名を、さらに、競技ごとに1名ずつの役員を派遣できる。(評議員会に出席する代表者は除く)
- 4.4 第7回アジア太平洋ろう者スポーツ大会の登録用紙はAPDSC事務局から提供される。

5 団体競技

- 5.1 団体競技への最終登録締め切りは2011年12月31日とする。
- 5.2 2011年12月31日を過ぎて登録取り消しをする場合には、2,500 USドルの罰金を取り消し後直ちに支払わなければならない。
- 5.3 2012年3月9日を過ぎて登録取り消しをする場合には、5,000 USドルの罰金を取り消し後直ちに支払わなければならない。
- 5.4 団体競技が、第7回アジア太平洋ろう者スポーツ大会期間中に出場不可能となった場合には、1万 USドルの罰金を登録取り消し後直ちに支払い、出場停止となる。

6 個人競技

- 6.1 予備登録として、各競技種目に出場する選手の想定人数を2011年9月30日までにAPDSC事務局に提出しなければならない。

- 6.2 最終登録として各選手名とともに出場競技種目を記入し、2012年3月9日までに事務局宛に提出しなければならない。この登録手続きはファックス送信によって提出することもできるが、後日に公式登録用紙を提出しなければならない。
- 6.3 最終登録締め切りに間に合わなかった場合には、選手1名につき10USドルの罰金にて追加登録を認める。
- 6.4 2012年4月13日を過ぎての追加登録は一切認めない。
- 6.5 登録選手が当日競技に出場しなかった場合は、1人につき20USドルの罰金が課せられる。ただし、医師からドクターストップの診断書が提出された場合は除く。
- 6.6 2012年度の会費やその他未払いの納入金は大会開催前に支払わなければならない。もし未納の場合はチーム全体が競技に参加することができない。

7 財務規程

- 7.1 各国選手団は自身の旅費、食費、宿泊費など派遣に係る諸経費を負担しなければならない。
- 7.2 各参加選手及び選手団役員（連盟代表者を含む）は、第7回アジア太平洋ろう者スポーツ大会開催前に参加費として、それぞれ20USドルを支払わなければならない。

8 報償

- 8.1 全個人競技種目において第1位には金メダル（金メッキ）と賞状、第2位には銀メダルと賞状、第3位には銅メダルと賞状が授与される。
- 8.2 個人成績の総合評価によって団体順位を決定する場合を除き、すべての団体競技、及びその他の競技の団体種目において第1位となったチーム内で、この大会中に少なくとも1試合または1競技に参加した選手には金メダルと賞状が授与される。同様に、第2位のチームの選手には銀メダルと賞状を、第3位のチームの選手には銅メダルと賞状が授与される。その他のチームメンバーには賞状のみ授与される。
- 8.3 個人競技の場合は、4～8位の選手には賞状が授与される。

9 TD会議、抽選会

- 9.1 TD会議は、すべての競技の最初の試合が始まる前に最低1回は開催される。日時、場所は発表される。
- 9.2 この会議には競技委員、審査員、APDSC技術委員（TD）、各参加国代表者2名（2名の内、1名はろう者であること）が出席する。もしこの会議

で健聴者がろう代表者に同行する場合には、通訳者1名の同伴を認める。

- 9.3 団体競技の抽選は、登録したすべての国に対して2012年3月ころ（日には発表される）に韓国のソウルで行われる予定である。各参加国は代表者1名をこの会議に派遣することができる。すべての必要経費は自己負担とする。
- 9.4 バドミントン、ボーリング、卓球、テニスにおけるトーナメント方式の抽選は韓国、ソウルにてそれぞれの競技のTD会議開催前、または開催中に行う。シード権については、抽選開始前に発表する。

10 権限、判定権

- 10.1 APDSC執行委員会は、組織委員会及び大会参加国連盟より提訴されたこの大会に関するあらゆる訴訟問題に対して、最終決定を下すことができる最高権力を有する。
- 10.2 各競技における審判員（ground judges）に対する抗議は、APDSCが定める公式抗議用紙に英語で記入して提出しない限り、その審判員の判断に任せられる。この抗議用紙は競技ごとに定められた時間内に提出しなければならない。（各競技の技術規程参照）
- 10.3 競技役員（official）の判断に対する抗議は、該当する競技の審査員（Jury）の各委員に対して申し立てることが可能であるが、その際には50USドルの委託金を納める。
- 10.4 審査員は、抗議を受けてから競技ごとに定められた時間内に判定を下し、抗議を提出した連盟に対して直ちに判定の結果を通達しなければならない。
- 10.5 審査員の下した判定に対して抗議する場合は、その審査員の判定が下されてから4時間以内に、抗議をする国の連盟役員が大会陪審員団（Jury of Appeal）に提訴しなければならない。
- 10.6 提訴が受理された場合、その提訴を起こした連盟へ50USドルの委託金が返却される。
- 10.7 聴力、性別検査、ドーピング検査、国籍問題に関する訴えはAPDSC執行委員会の単独判定とする。

11 大会身分証

- 11.1 すべての選手及び役員には大会身分証（アクレディテーション）が与えられ、競技会場に入場する際には必ず携帯しなければならない。大会身分証がない場合には、選手は出場することができない。
- 11.2 選手、役員、代表者のすべてのデジタル写真を2012年3月31日までにEメールにてAPDSC事務局宛に提出しなければならない。

1 2 広報活動、補聴器

- 12.1 小さなロゴマークやその他の広告を衣類や用具につけることは可能である。しかし、そのような広告があまり目立ちすぎてはいけない。(オリンピック憲章規約61、1999年版参照)
- 12.2 大会区域内外において、あらゆる政治的、宗教的、民族的な宣伝、広報活動を禁止する。(IOCオリンピック憲章第61条、1999年版参照)
- 12.3 大会期間中、補聴器の使用を禁止する。

1 3 メディア

- 13.1 大会身分証を希望するメディアチームはこの用紙に記入し、第7回アジア太平洋ろう者スポーツ大会開催前までにEメールにてAPDSC事務局宛に送付しなければならない。
- 13.2 デフリンピック規程にあるように、メディアチームの人数が4名以下の場合には1名あたり250USドルの支払いが必要となる。5名以上の場合にはチームとして2,500USドルの支払いが必要となる。
- 13.3 大会身分証を所持するメディアチームのメンバーは、写真及び映像撮影の目的において競技場に入場することができる。
- 13.4 このメディアチームはすべての必要経費を自己負担とし(車や機材の手配など)、すべての取材内容のマスターコピーをAPDSC事務局と執行委員会に提供しなければならない。これには、いかなるビデオテープやフィルムの記録媒体も含む。

1 4 その他

現在の第7回アジア太平洋ろう者スポーツ大会規則及び規程や、APDSC憲章で定めた範囲外において予想外の問題が起こった場合、IOC(国際オリンピック委員会)や国際的な団体によって定められた規則及び規約にしたがって処理する。これらの規則に抗議することはできず、各国団体の有する規則及び規程より優先してこれに従う。